

避 難

災害時には、町長が町民のみなさまに「避難準備情報」と「避難勧告」、そして「避難指示」を発令する場合があります。

災害対策基本法では、「災害が発生し、または発生する恐れがあって、人々の生命・身体を保護し、災害の拡大を防止することが必要な場合、市町村長が住民などに避難勧告・指示をできる」と定められています。



	発令時の状況	住民のみなさんに求める行動
避難準備情報 (要援護者避難)	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者※等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※要援護者とは、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人の方々です。

「避難勧告」と「避難指示」の厳密な違いはかなり難しいですが、この2つはどちらも被害の危険が切迫してきた段階で実施されます。



「避難指示」は、特に「急を要すると認めるとき」に出すことができますとされていますので、**避難指示は避難勧告よりも強い呼び掛け**となります。避難勧告や避難指示の発令は、気象庁や国土交通省の観測データに基づき町が判断して出していますので、**避難に関する情報を無視することは大変危険な行為**でもありません。また、避難しても実際には被害が発生しない場合も当然あります。しかし、その時は被害がなくて良かったと思っただけだと幸いです。

災害が発生すると予想される時は早めの避難が大切です。いつでも避難ができるような準備を心がけておいてください。また、避難勧告や避難指示がなくても、周囲の状況がいつもと違うなど、身の危険を感じた場合は自主的に避難しましょう。ただし、避難をする際は安全な避難経路を通るなど、十分注意してください。

